

住居確保給付金 提出書類一覧

書類の記入には、消せないボールペンを使用してください。（消すことができるボールペン、鉛筆、修正液などは使用しないでください。）

	書類の種類	チェック欄	書類の名称等	備考
—	確認書類		住居確保給付金申請時確認フローチャート 【全員必須】	
1	申請書類 印鑑は認印を使用してください。		住居確保給付金支給申請書（様式1-1号） 【全員必須】	
2			住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A号） 【全員必須】	・裏面に署名欄がありますので、忘れずにご記入ください。
3			入居住宅に関する状況通知書（様式2-2） 【不動産媒介業者または貸主が記入】 【全員必須】	・1ページ目は、不動産媒介業者または貸主様に、記入を依頼してください。 ・依頼時には『不動産媒介業者様、貸主様へ「入居住宅に関する状況通知書」のご記入のお願い～』を活用ください。 ・3ページ目には、申請者の署名欄もありますので、忘れずにご記入ください。
4			雇用施策利用状況申告書（参考様式2） 【離職・廃業の方のみ】	・ハローワーク登録の際に発行される求職番号をご記入ください。 ・失業給付や職業訓練の利用状況についても記入してください。
5			離職状況等に関する申立書（参考様式5） 【離職・廃業の方のみ】	・離職関係書類が用意できない方は提出してください。
6			委任状（様式練-1号） 【全員必須】	・申請者が記入
7			相談受付・申込票（様式1） 【再支給申請の方以外必須】	・住居確保給付金受給中の求職活動要件である「生活サポートセンターへの相談」を行うにあたり必要な書類です。取り下げ、不支給の場合は返却します。
8			プラン兼事業等利用申込書（様式3） 【再支給申請の方以外必須】	
9	本人確認書類（写し） 【全員必須】		健康保険証（記号番号は黒塗りしてください） 運転免許証 パスポート 各種福祉手帳 個人番号カード（裏面（個人番号記載面）は不要です） 介護保険証 後期高齢者医療証（被保険者番号は黒塗りしてください） 年金手帳（年金番号は黒塗りしてください） 在留カードの両面の写し（期限が切れていないことをご確認ください）【外国人の方必須】	・顔写真なしの書類の場合は、いずれか2種類必要です。 （パスポートの場合も2種類必要です。） ・外国人の方は、在留カードのコピーが必要です。 表面だけでなく、裏面のコピーも必要です。
10	収入関係書類（写し） 【世帯全員分必須】		給与明細書（直近3か月分） 公的給付を受けていることがわかる書類 （年金振込通知書、雇用保険受給者資格者証など 年金番号は黒塗りしてください） （自営・フリーランスの方）3か月分の収支がわかる帳簿等 預貯金通帳（現在使用していない口座含めお持ちの口座すべての通帳、氏名・口座番号がわかる面、直近3か月分の入出金がわかる面）	・給与等が手渡しの場合は、封筒、支払書、領収書等でも可 ・預金通帳については、金融資産関係書類と兼ねます。
11	金融資産関係書類（写し） 【世帯全員分必須】		預貯金通帳（現在使用していない口座含めお持ちの口座すべての通帳、氏名・口座番号がわかる面、直近3か月分の入出金がわかる面）	・申請日時点に記帳したもの ・複数の入出金をまとめて記載する「おまとめ記帳」は不可
12	入居住宅関係書類（写し）		賃貸契約書の写し 自宅が店舗（事務所）兼用の場合、店舗部分は対象外。 家賃支援給付金（同居人が申請した場合を含む）の対象とした家賃分については対象外。住まい部分の家賃について申請する場合は、家賃支援	・申請者が契約者または入居者であることが確認できること ・申請日時点に入居していることが確認できること ・家賃額と支払時期が確認できること ・申請日が契約期間内であることが確認できること
13	【全員必須】		公共料金（電気・ガス・水道・携帯料金）の支払いが確認できるもの（直近1か月分）	
14			家賃の支払い履歴を確認できるものの写し（通帳、振込明細等）	
15	離職関係書類 【離職・廃業された方必須】		【被雇用者】 離職票 解雇通知書 有期雇用契約の非更新通知 雇用保険受給者資格者証 退職所得の源泉徴収票 健康保険任意継続被保険者証 退職辞令等 【自営業】 廃業届	・通帳で収入の途絶えが確認できる場合も可 ・受給終了後の解雇による再支給申請の場合は、解雇の状況を証明する書類（離職票・解雇通知書・雇用保険受給者資格者証など）が必要です。 ・いずれもない場合は参考様式5「離職状況等に関する申立書」で代替可
16	減収関係書類 【休業・減収された方必須】		【被雇用者】 シフト表など勤務日数、時間等減少が確認できる書類等 【自営業】 店舗の営業日等が減少したことが確認できる書類 （中止・延期となったイベントチラシやメールのやりとり等）	・緊急小口資金、総合支援資金の貸付を受けたことが分かるものでも可 （通帳入金ページの写し） ・いずれもない場合は参考様式5「離職状況等に関する申立書」で代替可

上記の書類で用意できないものがある場合は、参考様式5「離職状況等に関する申立書」に記入して下さい。